

一般競争入札の実施に係る入札参加申請について

下記により、一般競争入札を実施しますので、精華町契約規則第3条の2に基づき公告します。

令和7年5月30日

精華町長 杉浦 正省

記

1 概要

- (1) 件名 精華町立精華中学校飲料自動販売機設置事業者募集
- (2) 場所 精華町立精華中学校地内
- (3) 内容の仕様等
「仕様書」のとおり
- (4) 期間
令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

2 入札参加資格要件等

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札することができます。

- (1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被補佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ないもの
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。）であること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は

検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のアからキまでのいずれにも該当しない者(アからキまでのいずれかに該当する又は該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過した者を含む。)であること。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のもの」をいう。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 前記アからカまでに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。

(5) 入札参加資格確認に必要な書類を提出する時に町税等、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 本契約締結の要件

落札者が入札執行日から契約締結日までの期間において、精華町又は京都府の指名停止措置を受けた場合、又は落札者の不正行為等が発覚した場合については、本落札決定を取り消すものとする。

4 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

精華町ホームページからダウンロード若しくは下記により交付します。

ア 交付期間 令和7年5月30日(金)から令和7年6月10日(火)まで

(午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までは除く。また、最終日は午後4時まで。)

イ 交付場所 精華町教育委員会 学校教育課

ウ 入手費用 無料

(2) 入札参加申請書等の作成

別紙所定様式により入札参加希望者が作成すること。作成説明会は実施しない。

(3) 入札参加申請書等の受付

ア 受付日 令和7年6月9日(月)から6月10日(火)の2日間

(午前9時から午後4時まで。ただし、土日、祝日及び正午から

午後1時までは除く。)

イ 受付場所 精華町教育委員会 学校教育課

ウ 提出書類 ① 一般競争入札申請書

② 誓約書(様式3)

③ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)(コピー可)

※入札申込日から3箇月以内に発行されたものに限りです。

④ 販売品目等一覧表(様式4)

エ 提出部数 1部

オ その他 入札参加申請書等は持参するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

5 入札の方法及び入札を執行する場所、日時等

(1) 入札方法

本業務の入札参加者出席のもとで、入札書の提出により執行する。

(2) 入札日時予定

令和7年6月19日(木) 午後1時30分より

(3) 入札場所

精華町役場 3階 入札室

(4) 入札条件

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

ウ 最低制限価格 なし

エ 入札及び契約等の事務取扱については、精華町契約規則及び法令その他定めるところにより行う。

オ 入札の辞退 入札を辞退する場合は、入札開始時刻までに書面により学校教育課へ届けること。

カ 入札会への参加 入札会場への入場は、1業者1名とし、出席者名簿と同じ番号の座席に着席すること。なお、代理人による入札は、委任状を提出すること。

キ 内訳書の提出 落札者については、入札執行後、内訳書の提出を求める。

ク 関係法令等の遵守 本契約の履行に際し関係法令及び契約書を遵守すること。状況により調査表の提出を求めることがある。

ケ 入札書の形式は、定めた別紙様式のみとする。

コ 業務内容の質疑については、別紙の質問書により期限内に提出すること。

(5) 入札の無効及び失格に関する事項

ア 入札に参加する資格のない者。

イ 同一にして、同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む)をした者。

ウ 入札に関し、連合等の不正行為をなした者。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱もしくは不明な入札書又は金額を訂正し

た入札書で入札した者。

オ 入札関係職員の指示に従わない者等、入札場の秩序を乱した者。

カ その他、入札条件に違反した者。

キ 最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格未満の価格で入札した者。

6 落札候補者の決定

- (1) 入札に対し、最低制限価格の設定がある場合は、最低制限価格以上の額で、かつ、最高の入札をした者を選定し、落札候補者とします。
- (2) 入札に対し、最低制限価格の設定がない場合は、最高の入札をした者を選定し、落札候補者とします。
- (3) 最高の入札が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

7 落札候補者の提出書類

落札候補者となった者は、別途指定する期日までに、次の書類を提出してください。

【学校教育課あて提出書類】

- (1) 住民票記載事項証明書（個人の場合は本籍地・続柄・個人番号（マイナンバー）は記載不要。法人の場合は法人登記簿（履歴事項全部証明書））
※提出日から3箇月以内に発行されたものに限り（コピー可）
- (2) 町税納税証明書（精華町税の滞納がないことの証明書）若しくは、所在市町村納税証明書（所在市町村税の滞納がないことの証明書）
※提出日から3箇月以内に発行されたものに限り（コピー可）
- (3) 消費税納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書）
※提出日から3箇月以内に発行されたものに限り（コピー可）

8 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、落札候補者が提出する上記7の書類等に基づく入札参加資格審査を経て決定します。
- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札候補者が行った入札は無効とし、その旨を本人に通知するとともに、次順位者を落札候補者として上記7及び上記（1）の処理を行います。
なお、次順位者が入札参加資格要件を欠くことが判明した場合も同様の処理を行います。
- (3) 落札候補者が上記6の書類を指定する期日までに提出しないため、入札参加資格審査ができない場合においても、当該落札候補者が行った入札は無効とし、上記（2）の処理を行います。
- (4) 設置事業者の決定後、入札物件ごとの設置事業者名、落札決定金額及び入札参加者数については、学校教育課の窓口での閲覧とします。
- (5) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがあります。

8 設置事業者の提出書類

設置事業者に決定した者は、学校教育課が指定する期日までに、次の書類を提出してください。

【学校教育課あて提出書類】

- (1) 設置場所の図面
- (2) 設置する自動販売機のカタログ（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）
- (3) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式6）

9 設置事業者の決定の取消し

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。
 - ① 正当な理由なくして、精華町が指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
 - ② 設置事業者が入札参加資格を失った場合
 - ③ 設置事業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- (2) 上記（1）の①又は③の場合、取消しのあった日から2年間精華町が実施する自動販売機の設置事業者を選定する入札に参加できないものとします。

10 その他

- (1) 仕様書については、公告の日から精華町教育委員会学校教育課及び精華町ホームページにて閲覧できる。
- (2) 入札参加申請書等の提出は、直ちに入札参加資格を有することにつながるものではない。
- (3) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当該の入札参加資格業者としないうちにも、精華町の指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札参加資格の適否を確認し、入札参加資格を満たさない業者への通知は、書面にて非適合通知を送付する。
- (7) 入札参加者が一者のみの場合は入札を取りやめる。

(問い合わせ先)

精華町教育委員会 学校教育課（TEL 0774-95-1906）